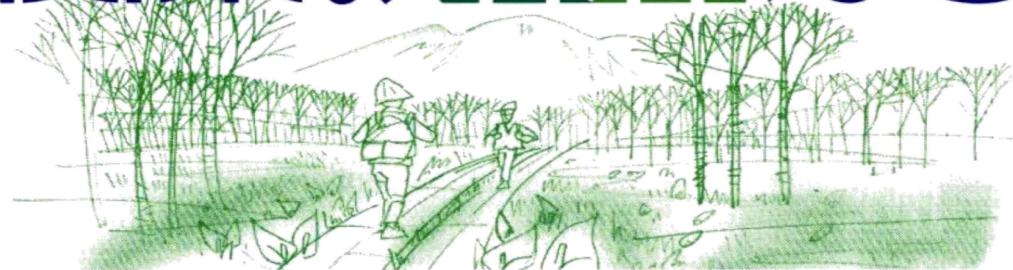


関東の森から



関東森林管理局

前橋市岩神町4-16-25
TEL.027-210-1158
<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>



高性能林業機械を使用した列状間伐（棚倉森林管理署）

- | | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| ◎ 着任挨拶 | 赤崎暢彦 局長 · · 2 |
| ◎ 森林経営管理制度等の定着に向けた民国連系の取組について | 技術普及課 · · 3 |
| ◎ 高尾の森から | 高尾森林ふれあい推進センター · · 7 |
| ◎ 都市部における先進的な木造建築物 | 東京事務所 · · 8 |
| ◎ 森づくり最前線 | 福島森林管理署玉ノ井森林事務所 主事 武藤暢光 · · 10 |

あかさき のぶひこ

赤崎暢彦 新局長 着任挨拶

今般10月1日付で上大田光成局長の後任として関東森林管理局長を拝命いたしました。今後皆さんと一緒に国民の貴重な財産である国有林野の管理、保全、適正な利用に取り組んでいきたいと思っております。どうかよろしくお願ひいたします。

国有林野事業については、一つ印象に残っていることがあります。私は約15年前の平成16年から2年間、林野庁の国有林部管理課で総括補佐をしていました。そのときの私の仕事の一つが、財務省に国有林野の予算要求の説明をするというものでした。当時の財務省主計局の主査に、予算の説明を何度も行いましたが、なかなか理解をいただけずに、行く度にいろいろ注文がついたということがありました。実はこれには事情がありました。皆さんもご存じかと思いますが、平成10年に国有林野改革が行われ、当時約3.8兆円の赤字のうちの約2.8兆円は一般会計に回し、残りの1兆円を50年かけて国有林野事業のなかで返していくことになりました。1兆円を50年で返すためには、毎年200億円ずつ減らしていかなければならず、その返済をこの予算計画ができるのかと言いたかったのだと思います。

しかし、最近の状況を改めていろいろな人に聞いてみたところ、確かに楽観視はできず、頑張らないといけないのは当然ですが、いろいろな方々が知恵を出して、それらを活かしながら様々な取り組みをしていただいているということでした。まずは、そのような皆さんに、改めて敬意を述べますとともに、今後私も皆さんと一緒にになって、国有林野事業の円滑な推進に取り組んでいきたいと思っています。

当時とは状況も変わって追い風もあると思います。当時から、森林の多面的機能ということが言われていましたが、その後実際に森林環境税というスキームができ、アメリカではバイデン政権の発足により温暖化対策やSDGsが一つのキーワードになっています。それらが回り回って、国民の方々からも国有林野事業の大切さについて、昔と比べるとかなり理解が得られるようになっているのではないかと思っています。また先日、48年ぶりに木材自給率40%ということが業界紙に出ていると、教えていただきました。48年ぶりのことが今起るぐらい、昔と比べると状況もよくなっているということだと思います。このような追い風を、一過性、一時的なもので終わらせるともったいないと思っています。皆さんと一緒にになってその波をしっかりとつかまえて、事業の安定実施につなげていきたいと思っています。重ねて皆さんのご理解をいただければと思っています。

国有林野事業は、今述べたような事業の収支だけではなくて、地域社会の維持、コミュニティの確保といった面でも非常に大事なものだと思っています。実は私の妻が、毎日NHKの朝ドラ「おかえりモネ」を見ており、第一部は森林組合の方々が地域の方々と一緒にになって地域おこしをするというストーリーでした。国有林と民有林の違いや、森林組合のあるなし、経済的に伐採可能な森林かなどはあるものの、山に人が住む限り、基幹産業はやはり林業であり、その地域の森、山と一体となった地域活性化が必要なのだろうと思っています。関東森林管理局管内では総面積の2割が国有林です。その中で、私も含め、職員と地域の方々と一緒に、地域の活性化に取り組んでいければと思っています。重ねて皆さん方のご理解をいただきたく思っております。

いろいろ述べましたけれども、今後みなさんと一緒にになって、貴重な財産である国有林野の適正な管理、保存、利用に取り組んでいきたいということに尽きます。重ねて皆さん方のご理解とご協力を願いいたしまして、私の着任挨拶とさせていただきます。



森林経営管理制度等の定着に向けた 民国連携の取組について

技術普及課

国内の森林は、戦後の復興期から、高度経済成長期にかけて植栽された人工林が大きく育ち、木材として利用が可能となり、「伐って、使って、植える」という森林を循環的に利用していく新たな時代を迎えています。

このような中、林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図っていくことを目指し、平成31年度から森林経営管理制度がスタートしました。本制度は、経営や管理が適切に行われていない民有林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつなぐ仕組みを構築し、林業経営に適した森林の経営管理を林業経営者に集積・集約化するとともに、林業経営に適さない森林については、市町村が自ら経営管理を行っていくものです。

あわせて、森林整備等の新たな財源として、平成30年9月から全ての市町村と都道府県に対する森林環境譲与税の譲与が開始されました。森林経営管理制度と併用して、森林環境譲与税を活用することで、これまで手を入れることができなかった森林の整備等が一層進展していくことが期待されています。一方で、本制度の運用主体である市町村林務行政については、担当職員の人材不足、森林・林業に関する技術力の不足などの課題も挙げられています。

このような状況のなか、関東森林管理局と管内の各森林管理署等においては、これまでの事業ベースにおける民国連携の取組とあわせて、都県と連携を図りながら、市町村に対する技術的な支援の取組を進めています。

とりわけ国有林野事業においては、造林、保育、伐採・販売、路網整備等を始めとして林業の低コスト化に向けた技術開発等、自らが事業主体となり現場作業に携わってきた経験等を活かしつつ、市町村への効果的な連携、技術的支援となるよう取組を進めています。

関東森林管理局では、各森林管理署等における取組を積み重ねながら、より効果的、持続的な市町村への技術的支援を行う母体として、また、都県との連携体制をより強化なものとするために、国と都県の担当職員からなる「フォレスターチーム」の結成を進めています。

これまでに、神奈川県、茨城県、群馬県にて結成されているほか、他の県での結成に向けた協議も開始しています。

今回は、令和3年3月に結成された「群馬県フォレスター等民国連携推進連絡会」（以下、「群馬県フォレスター連絡会」という。）による取組を紹介します。

1. 群馬県フォレスター連絡会の設立

民有林と国有林が連携して取組を推進していくため、令和3年3月24日、関東森林管理局では3番目となる「群馬県フォレスター連絡会」を設立しました。

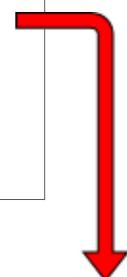
群馬県、群馬県内の3森林管理署（群馬署、利根沼田署、吾妻署）、関東森林管理局の職員により構成されており、森林総合監理士（フォレスター）等が先導役となり、関係職員と連携・協力して結成されました。

森林経営管理制度等の市町村林務行政に対する技術的支援をはじめ、群馬県内における林業・木材産業の振興と森林の強靭化に向けて、群馬県と森林管理局・署が連携・協力して活動していくこととしています。



主な活動内容

- 森林・林業等に関する情報の共有
- 森林・林業に関する研修会の開催
- 森林経営管理制度の円滑な運用をはじめとする市町村支援
- 次代を担う若手職員等の育成
- 森林病虫害や有害鳥獣対策
- 林業事業体の育成



市町村支援について

本連絡会は、森林・林業行政の推進などの事務を担う市町村の皆様に対して、そのニーズや地域の実情等に応じた支援を進めます。

主な支援

- 森林経営管理制度の運用や森林環境譲与税の活用などに関する技術的アドバイス
- 森林・林業行政の実務経験のない職員を対象とした基礎研修
- 植栽や間伐など国有林をフィールドとした現地研修
- 低コスト造林や獣害対策、路網計画など応用的な技術等に関する現地検討会や研修

2. 実務担当者等打合せ会議の開催

令和3年4月28日には、関東森林管理局大会議室において、群馬県フォレスター連絡会の担当者を集めた「実務担当者等打合せ会議」を開催しました。

この会議には、県林政課と林業振興課の職員、県の出先機関である各森林事務所に所属する経営管理専門官、群馬県内の3森林管理署の職員が出席し、意見交換と今後の活動方針の確認を行いました。

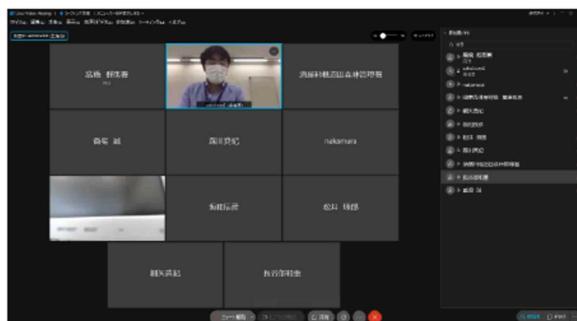
はじめに、民有林と国有林、それぞれの立場から見た群馬県の森林・林業の現状や課題について活発な意見交換がなされました。また、群馬県フォレスター連絡会において、最も重要で優先的に取り組むこととしている「市町村等への指導及び助言の実施」、「林政及び森林・林業木材関連産業に関する地域情勢や情報等の交換」、「森林・林業に関する知見及び技術の交流を図るための各種研修会や現地検討会の実施」、「若手技術者の育成と交流の促進」などの取組事項において連携していくことを確認しました。



3. 各種取組の実施状況

若手技術者の育成への取組として、6月21日、群馬県庁において「林業普及指導員資格試験」に向けたフォローアップ研修が実施されました。

この研修には、森林総合監理士資格試験の受験予定者などが参加し、同資格の有資格者から、過去の出題傾向や受験に向けた心構えなどのアドバイスを受けたほか、資格を取得するために必要な知識や受験対策などを学びました。WEB配信によるリモート参加も可能だったことから、県の出先機関や森林管理署から多くの職員が聴講しました。



吾妻森林管理署管内の国有林にて7月29日開催した「下刈省力化現地検討会」では、吾妻地域における下刈の現状や課題を情報共有し、下刈回数の見直しに伴う保育作業の低コスト化について参加者との意見交換などが行われました。検討会の詳細は、広報誌「関東の森林から：10月（第208号）」に掲載されています。

10月5日には、群馬森林管理署と森林整備協定を締結している林業事業体のご協力のもと「合同技術交流会」が開催されました。長野県佐久穂町の町有林で同者が実施している大型レーキによる地ごしらえ作業を見学したほか、参加者による意見交換などが行われました。



群馬県フォレスター連絡会における活動の一部を紹介してきましたが、群馬県内の森林管理署や関東森林管理局では、引き続き群馬県と連携した取組を進めていく予定です。

関東森林管理局では、群馬県を含む各県のフォレスター連絡会の活動への支援や、民有林と国有林の連携による活動の推進、さらには各市町村を中心に実施される森林経営管理制度の後押しに積極的に協力して参ります。

★食べると死ぬ！ 猛毒きのこ

ここで紹介するきのこは過去に死亡中毒が発生しているきのこです。

わからないきのこは、採らない、食べない、人にあげないを徹底して守ってください。

カエンタケ（猛毒）（ニクザイキン科 ツノタケ属）

6月下旬から10月下旬に広葉樹の切り株や立ち枯れした根元に単生から散生する。子囊菌類のきのこである。

子実体は全体が鮮赤色から橙色で單一又は根元や途中から枝別れして2、3本、多いと10本になることもあります、手の指のような形になる。

まだ細かく分類されていないが、何種類かに分類される可能性がある。

種類によっては手で触れただけで、手の皮が剥けたり、ただれたりするものもあるので注意が必要なきのこである。



高尾の森から

高尾森林ふれあい推進センター

森林教室

職場体験

●9月27日（月）・30日（木）に、大田区立矢口西小学校（5年生）の森林教室を実施しました。センターで森林学習後、ケーブルカーを利用して高尾山頂まで登り、稻荷山コースを下りながら森林観察というスケジュールで行いました。児童の人数が多く、学校側と調整し2日に分けての計画でしたが、天候に恵まれ、同じスケジュールで行うことができました。



学習も頑張ります



遅れないでね

●町田市立成瀬中央小学校（5年生）の森林教室を9月28日（火）に日影沢キャンプ場で実施しました。午前中に森林観察（6班）、午後に森林教室（3班）と丸太切り（3班）の2グループに分け交代で行いました。切った輪切りの匂いを嗅いだり、年輪を数えたり、今日は家でヒノキ風呂にするぞ～と喜んでいました。



何がいるかな



なかなか切れないよ



なかなか火が付かないね



集計がんばるぞ

この作業が一番楽しい
(どんぐりの選別)

きちんと測れたよね



お手本になるかしら



上手に切れたでしょ

林業体験

一橋大学生が9月22日（水）に「ビジネスと環境」について考えるため、林業体験に訪れました。鎌研ぎから下刈り、間伐作業、ディスカッションを行いましたが、お役に立てましたでしょうか？センターのおじさん達は心配でなりません。



都市部における先進的な木造建築物

東京事務所

令和3年6月に公共建築物等木材利用促進法が改正され、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が成立し、令和3年10月1日に施行されました。このことにより基本方針等の対象が公共建築物から建築物一般に拡大され、木造建築物の設計・施工に関する先進的技術の普及の促進が期待されています。

今回、東京都23区内においても非住宅木造建築物の建設が続々と計画される中、情勢に先駆けて令和2年9月末に竣工した株式会社日刊木材新聞社の新社屋を取材してきましたので紹介します。

木造3階建の新社屋は、「木場」という木材の町の名にふさわしい東京都江東区に所在し、準防火地域に指定されているため建築制限が課されています。「燃え代設計」として木材を現で使うことを可能とする都内でも数少ない準延焼防止技術適合基準建築物として、準耐火建築物と同等の扱いを受けています。木構造躯体は、中断面構造用集成材（福島県産カラマツ）によるラーメン構造（GIR接合）を採用しています。

正面から眺めると木造カーテンウォールと耐火ガラス越しに見える三角格子の開放的なファサード、外観のタモ板柾目の美しさなど、木造建築の佇まいだけではなく、都市部での木造・木質化への新たな取組として、構造と意匠の持つ一体性について具現化された建築物だと感じられます。

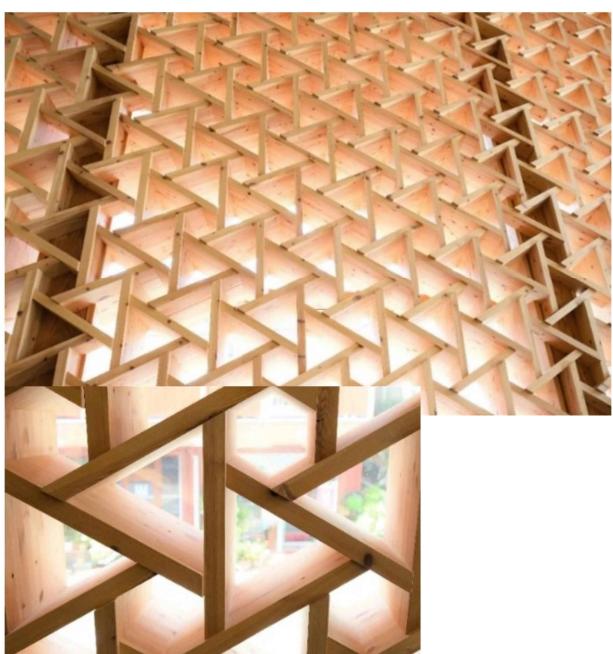
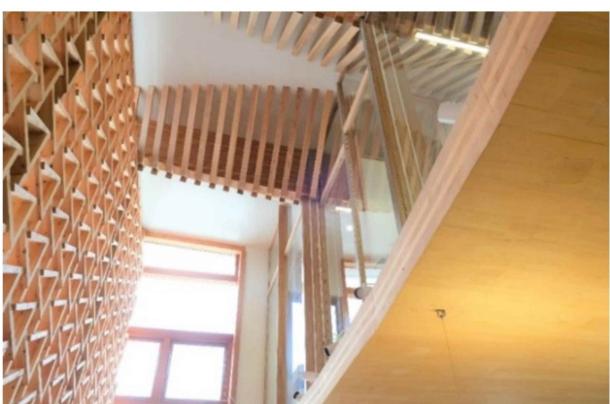


シナ合板を基材として木の葉模様にCNCデジタル加工された扉を開けて先へ進むと、1階から3階へ通じる階段は、無節のCLT（愛媛県産ヒノキ、5層、150mm厚）の踏板と構造用LV（長野県産カラマツ）の力軸で構成されています。



2階フロアは編集室となっていて、その天井部には無節の美しいCLT（愛媛県産ヒノキ、7層、210mm厚）が見えていますが、それを支える梁がなく、柱もありません。3階フロアの中央には、長さ6m、最大幅2.1m、厚さ40mmで北海道産の「神代楡（ジンダイニレ）」から製材されたテーブルがあります。天井部には、構造用集成材の大梁（ベイマツ、150mm厚、材長7.35m、最大梁成1m）が4本設置されています。それを取り囲むように船底や木の葉をイメージする方杖（スギ）が並び、梁の横ブレを防止する工夫が施されています。方杖1本1本の角度が微妙に変化していて、AR（拡張現実）を応用した寸法出しガイドによって、設計イメージと同じ配置を実現したといいます。3階床には2階から見上げた無節のCLTが敷かれ、3階天井の大梁から吊るした4本の鉄骨（外観は木質化しているため見えません）で3階床のCLTを吊り上げて保持しているため、2階に梁や柱を設置していないそうです。3階

建ての限られた床面積で広い空間をつくりあげる意匠設計と、それを実現する高度な施工技術を見て取ることができます。



西側には2階と3階をつなぐ吹き抜けがあり、窓ガラスに沿って構造用集成材による三角格子が整然と組み上げられています。西日の遮光と遮熱が主な目的で、1日の太陽光の移動、季節による日射角度の違いをコンピューターで解析し、三角格子の1組ごとに角度を変えて組み合わせ、室内空気の対流を促して熱の分散も図っています。

当地が角地という好立地に位置していたため、大型クレーンを使用してCLTを搬入することができました。一方、道路が一面にしか接しない都市部特有の狭小な立地である場合、エンジニアードウッドによる木造建築を実現したいと思っても、搬入できる機器が制限され、使用できる構造部材も限定されるという課題があります。立地条件等を十分に考慮のうえ、適正な構造部材等を選定できる設計者の存在も非常に重要であることがわかります。

新社屋は、地域に木造のやすらぎ空間を生み出すランドマークであり、これから非住宅木造建築のモデルとなる最新のデジタル技術を導入した先進的な木造建築物です。



高性能林業機械を使用した列状間伐（棚倉森林管理署）

今
月
の
表
紙

棚倉森林管理署は、福島県南部に位置する東白川郡の3町1村を管轄しています。スギやヒノキの人工林が利用期を迎え、間伐・主伐・再造林を計画的に行ってています。

写真は、伐倒・枝払い・玉切・集積を1台でこなす自走式機械であるハーベスターによる列状間伐の作業風景です。

生産された木材は山元土場に集積された後、トラックで製材工場等に運ばれ、建築用材やバイオマス発電所の燃料などに使われます。



森づくり最前线

福島森林管理署玉ノ井森林事務所
主事 武藤暢光



玉ノ井森林事務所は、福島県の中通り地方のほぼ中央、大玉村に位置し、日本百名山で有名な安達太良山（標高1,700m）の東側、二本松市と大玉村にかかる約5千haの国有林を管理しています。

「あれが阿多多羅山、あの光るのが阿武隈川・・・」と高村光太郎の詩に詠われている安達太良連峰は、那須火山帯に属し、北から鬼面山、箕輪山、鉄山、和尚山など約9キロにわたって南北に連なっている複合火山です。

また、安達太良山は日本に111ある活火山の一つで、そのうち気象庁による常時観測火山に指定された50の山の一つです。このため、多量の温泉が湧出し、北には野地、新野地、鷲倉、西には沼尻、中の沢、横向、東には奥岳、岳、塩沢などの温泉地を形成します。

本年の安達太良山山開きは、5月16日に執り行われました。山開きの行事は、例年、山頂で行っていましたが、新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため、安達太良高原スキー場ランデブー内で、関係機関・団体の限られた人数で執り行われました。

山開きの安全祈願が終了した後、管内巡視のため安達太良山山頂を目指しました。道中は残雪の中、進む場面もありましたが、無事に山頂へ到着。例年であれば、大勢の登山者がいるはずの山頂付近は人がまばらで、山頂は霧に包まれていたため安達太良山の国有林を一望することはできませんでした。貸付地が適正に管理されていることを確認し、管内巡視は終了しました。

本年4月に異動ってきて、初めての安達太良山の巡視でしたが、来年は環境省裏磐梯自然保護官事務所と合同で巡視を行う予定です。

また、近年、不法投棄が社会問題となる中、当森林事務所管内の国有林野においても、不法投棄が散見されるようになってきました。

今回、通報があった不法投棄は、入山者からのものであり、直ちに現地を確認するとともに大玉村役場と郡山北警察署に今後の対応について相談しましたが、不法投棄者を探し出すことはできませんでした。不法投棄物の撤去は大玉村役場の協力のもと実施し、不法投棄の対応策として、のぼり旗と看板を設置しました。不法投棄されたごみは、その処理に多額の費用がかかるだけでなく、景観、森林生態系を大きく損ねます。今後も関係機関と協力しながら、情報共有・不法投棄対策等を行っていきたいと思います。

福島県内におけるナラ枯れ被害は急速な拡大に傾向にあります。関係市町村・林業団体等との被害状況の情報共有、迅速な防除体制の確立を図るため、10月に外部講師を招き、「ナラ枯れ被害対策検討会」を当事務所管内で実施します。ナラ枯れに対する知識や防除対策を習得し、被害防止に努めたいと思います。



管内巡視 安達太良山山頂付近



安達太良山山開きの風景



不法投棄監視中の
看板設置



不法投棄禁止の
のぼり旗設置

発行所 関東森林管理局
編集総務課

■ TEL (027)210-1158
■ FAX (027)230-1393